

令和 3 年度

第 12 回 第一農地部会定例会議事録

令和 4 年 3 月 3 0 日 (水)

ユートピアくびき希望館 2階 第 3 会議室

# 令和3年度第12回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和4年3月30日(水) 午後4時

場 所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

## 1 出席委員

### (1) 農業委員

|            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 3番 佐藤 清繁   | 4番 吉村 清正   | 6番 古川 政繁  |
| 7番 篠宮 英樹   | 8番 竹内 浩行   | 11番 金子 昭榮 |
| 12番 上原 孝   | 13番 五十嵐 彰  | 14番 清水 強  |
| 15番 牧繪 雄一郎 | 23番 久保埜 徳雄 |           |

### (2) 農地利用最適化推進委員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 森橋 孝一 | 加藤 俊彦 | 高島 信雄 | 倉石 洋一 |
| 藤井 敏行 | 笠原 行夫 | 平野 宏一 | 齊藤 啓治 |
| 小林 政秋 | 白滝 光彦 | 清水 増彦 | 小林 正義 |
| 綿貫 一成 | 高宮 文男 |       |       |

## 2 欠席委員

### (1) 農業委員

なし

### (2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一                      中嶋 栄司                      松本 香

## 3 職務のため出席した事務局職員

|              |       |
|--------------|-------|
| 事務局 局長       | 坂井 晃  |
| 次 長          | 松縄 浩一 |
| 係 長          | 橋立 理  |
| 中郷区駐在室 主 任   | 野坂 公子 |
| 板倉区駐在室 副 主 任 | 上原 敏明 |
| 清里区駐在室 副 主 任 | 近藤 宏一 |
| 名立区駐在室 主 任   | 高橋 理彦 |

## 4 会議に附した事件

### (1) 議事録署名委員の氏名

3番 佐藤 清繁                      11番 金子 昭榮

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>   |
| 議長          | <p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 11 人、出席委員数 11 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席推進委員数 14 人、欠席推進委員数 3 人です。</p>   |
| 議長          | <p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号 3 番 佐藤 清繁 委員、議席番号 11 番 金子 昭榮 委員の両名を指名します。</p>  |
| 議長          | <p><b>&lt;「上越市農業委員会憲章」の読み上げ&gt;</b></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>   |
|             | <p>それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができますので、積極的に意見等を述べていただきたいと思います。</p> <p>合併前上越市からです。</p>   |
| 議長          | <p><b>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 17 番から番号 39 番までの 23 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>   |
| (事務局)<br>橋立 | <p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 17 番から番号 39 番までの 23 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 23 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」1 件、「他者へ売却」1 件、「他者へ貸付予定」6 件、「地主耕作」2 件、「中間管理機構へ貸付予定」13 件です。</p> <p>番号 17 番は、賃借人が新たな法人の設立に伴い、農地法第 3 条の賃貸借契約を解</p> |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>除し、改めて経営基盤強化促進法により法人に賃借権を設定するものです。</p> <p>3 頁、28 番及び 29 番は、賃借人の要望により解約し、地元の法人に貸し付けるものです。</p> <p>3 頁の番号 30 番から 5 頁の 39 番までの 10 件は、賃借人が新たな法人の設立に伴い、廃止された円滑化事業による賃貸借契約を解約し、中間管理機構を通じた手続きで法人に賃借権を設定するものです。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、23 件を承認します。</p>  |
| 議長          | <p>&lt;報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p> <p>報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 2 番及び 3 番の 2 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>   |
| (事務局)<br>橋立 | <p>6 頁、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 2 番及び 3 番の 2 件を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、ともに「一般個人住宅」です。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、2 件を承認します。</p>   |
| 議長          | <p>&lt;報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p> <p>報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 12 番から 18 番までの 7 件を報告します。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | 事務局の説明を求めます。   |
| (事務局)<br>橋立 | <p>7 頁、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 12 番から 18 番までの 7 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」3 件、「敷地拡張」2 件、「資材置場」2 件の計 7 件です。</p> <p>全体の転用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える番号 12 番の案件は、9 頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>          |
| 議長          | ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。  |
| 高島委員        | 議案番号 13 番の案件は、親子でしょうか。   |
| (事務局)<br>橋立 | 親子です。親子間における無償譲渡です。  |
| 高島委員        | 議案番号 16 番について、市外在住の譲受人が「敷地拡張」で届け出ていますが、どのような状況でしょうか。   |
| (事務局)<br>橋立 | 当該地の住宅を購入するに当たり、隣接する農地を宅地に転用し、敷地を拡張して購入するものです。   |
| 議長          | 他に質問等がないので、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、7 件を承認します。  |
| 議長          | <p>&lt;議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 5 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>   |
| (事務局)<br>橋立 | <p>10 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 5 番の 1 件を説明します。</p> <p>申請農地は、相続により長男以外の 3 名の共有名義となっていましたが、名義人がそれぞれ県外など地元から離れ、管理が困難であることから、申請農地の隣接地に居住している長男に所有権を移転するものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |

|             |   |
|-------------|---|
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>   |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>  |
| 議長          | <p>&lt;議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5番及び6番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>  |
| (事務局)<br>橋立 | <p>11頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5番及び6番の2件です。</p> <p>番号5番は、大字桜町地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。12頁に位置図、13頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在アパートに居住していますが、子供が生まれ手狭になったため、申請農地に住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、新町今池土地区画整理事業の施行に係る区域に該当するため「第3種農地」となり、転用は可能です。</p> <p>工期は、許可日から令和4年8月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟及びカーポートで、所要面積は、申請面積61㎡、宅地269.48㎡、建築面積103.15㎡で建ぺい率は31.21%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。</p> <p>番号6番は、大字灰塚地内の農地を取得し、「住宅、農業用施設への進入口及び堆雪場」として利用するものです。14頁に位置図、15頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、農業を営んでいますが、自宅及び農業用施設敷地への進入口が狭く、利</p> |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>便性が悪いことから、申請農地を取得し、進入口の拡張及び堆雪場に転用するものです。</p> <p>申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は令和4年4月15日から令和4年7月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、「進入口の拡張及び堆雪場」で申請面積43㎡です。内容は進入口拡張12.5㎡と堆雪場30.5㎡であり、申請前に分筆を行い、必要なスペースのみの転用となっていることから妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>  |
| 議長          | <p>&lt;議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転4件、貸借権設定98件、貸借権移転10件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転4件について、事務局の説明を求めます。</p>  |
| (事務局)<br>橋立 | <p>16頁、議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転4件を説明します。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>   |



|    |  |
|----|--|
|    | <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>議長 続いて、貸借権設定 98 件のうち、金子委員関連の番号 208 番から 216 番までの 9 件を除く 89 件について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局) 18 頁から 38 頁まで、貸借権設定 98 件のうち、金子委員関連の番号 208 番から 216 番までの 9 件を除く 89 件を説明します。</p> <p>橋立 18 頁、番号 181 番の使用貸借権を設置する農地は、管理していただいているだけでもありがたいとの地主の意向によるものです。</p> <p>20 頁、番号 190 番は、基盤整備事業が予定されていることから 1 年間の契約期間となっています。</p> <p>番号 191 番の終期は、貸借権が設定されている他の農地と終期を合わせるものです。</p> <p>23 頁の番号 207 番は、労力不足で、自作地の一部を貸し付けるものです。</p> <p>26 頁から 29 頁、番号 219 番、222 番から 245 番までは新たに立ち上げた法人に貸借権を設定するものです。</p> <p>これまで個人と契約していましたが、契約期間が終了したことに伴い、法人に貸借権を新たに設定するものです。</p> <p>29 頁の番号 246 番、31 頁の 254 番及び 256 番は、労力不足で、自作地の一部を貸し付けるものです。</p> <p>33 頁の番号 265 番、34 頁の 268 番の使用貸借権を設置する農地は、管理していただいているだけでもありがたいとの地主の意向によるものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、続いて、金子委員関連の番号 208 番から 216 番までの 9 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する金子委員は退席をお願いします。</p> <p>(金子委員 退席)</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>(事務局)<br/>橋立</p> | <p>23 頁から 25 頁、金子委員関連の番号 208 番から 216 番までの 9 件について説明します。</p> <p>いずれの案件も契約満了に伴う再設定で、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>   |
| <p>議長</p>           | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| <p>議長</p>           | <p>特に質問等がないので、金子委員関連の番号 208 番から 216 番までの 9 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>  |
| <p>議長</p>           | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、金子委員の退席を解除します。</p> <p>(金子委員 復席)</p>  |
| <p>議長</p>           | <p>金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められたので、お知らせします。</p>   |
| <p>議長</p>           | <p>続いて、貸借権移転 10 件について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| <p>(事務局)<br/>橋立</p> | <p>39 頁から 41 頁まで、貸借権移転 10 件を説明します。</p> <p>39 頁 220 番から 40 頁の 243 番までの 7 件は新たな法人を立ち上げたことに伴い賃借権を法人に移転するものです。</p> <p>番号 244 番は、申請農地の隣接地を耕作している譲受人に賃借権を移転し、集積化を図るものです。</p> <p>41 頁、284 番は、これまで「アグリかなや」が耕作していましたが、構成員の高齢化に伴う労力不足から一部の耕作地の賃借権を移転するものです。</p> <p>285 番は移転の手続きが漏れていた農地について改めて手続きを行うものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p>           | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>議長</p>           | <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>  |
| <p>議長</p>           | <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>  |
| <p>議長</p>           | <p>&lt;議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</p> <p>議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定7件、貸借権移転5件を上程します。</p> <p>はじめに、貸借権設定7件のうち、上原委員関連の番号23番の1件を除く6件について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| <p>(事務局)<br/>橋立</p> | <p>42頁、議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定7件のうち、上原委員関連の番号23番の1件を除く6件を説明します。</p> <p>これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p>           | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>   |
| <p>議長</p>           | <p>特に質問等がないので、続いて、上原委員関連の番号23番の1件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する上原委員は退席をお願いします。</p> <p>(上原委員 退席)</p>   |

|             |   |
|-------------|---|
| 議長          | <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>   |
| (事務局)<br>橋立 | <p>43 頁、上原委員関連の番号 23 番の 1 件について説明します。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>   |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、上原委員関連の番号 23 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、上原委員の退席を解除します。</p> <p>(上原委員 復席)</p>   |
| 議長          | <p>上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められたので、お知らせします。続いて、貸借権移転 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>  |
| (事務局)<br>橋立 | <p>44 頁、貸借権移転 5 件を説明します。</p> <p>44 頁の番号 18 番から 45 頁の 21 番までの 4 件は、法人を立ち上げたことに伴う移転です。</p> <p>45 頁の 22 番は、耕作者にとって耕作不便な農地を新たな耕作者に貸借権を移転するものです。</p> <p>いずれの案件も利便性の向上と集約化を図るため新たな借手に貸借権を移転するものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p> |

|          |  |
|----------|--|
| 議長       | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| 議長       | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>  |
| 議長       | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>  |
| 議長       | <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p>   |
|          | <p>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p>  |
| 議長       | <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>   |
| (中郷区) 野坂 | <p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号7116番と7117番の2件について説明します。</p> <p>番号7116番は、これまで自作地だった農地の一部について、労力不足により今後の耕作ができなくなったため、農地中間管理機構を通じて、新たな耕作者に貸付を行うものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長       | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| 議長       | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定する</p>  |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>ことに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>   |
| <p>議長</p>           | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>  |
| <p>議長</p>           | <p>&lt;議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>  |
| <p>(中郷区)<br/>野坂</p> | <p>2頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号7102番及び番号7103番の2件を説明します。</p> <p>この案件は、令和4年2月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p>           | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>   |
| <p>議長</p>           | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>   |
| <p>議長</p>           | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに決定します。</p>  |
| <p>議長</p>           | <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | (板倉区駐在室分の議案)   |
| 議長          | <p>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;<br/> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7508番から7523番までの16件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>  |
| (板倉区)<br>上原 | <p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7508番から7523番までの16件の届出書を受理したので報告します。<br/> 受理した16件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「中間管理機構に貸付」2件、「他者へ売却」4件、「他者へ貸付予定」10件です。<br/> なお、番号7510番提出時には、受人はご存命でしたが、2月14日に亡くなられたため、ご遺族から番号7511番から7519番の9件が提出されたものです。<br/> 関連議案は備考欄に記載のとおりです。<br/> 以上です。</p> |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、16件を承認します。</p>   |
| 議長          | <p>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;<br/> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転6件、賃借権設定17件を上程します。<br/> はじめに、所有権移転、番号7596番から7601番の6件について、事務局の説明を求めます。</p>  |
| (板倉区)<br>上原 | <p>4頁、5頁の議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7596番から7601番までの6件を説明します。<br/> これまで自作並びに利用権設定により別の耕作者に貸付していた農地を、合意解約により、近隣で農地を取得し経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。<br/> いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。<br/> 以上です。</p>   |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>   |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
|                                 | <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| <p>議長<br/><br/>(板倉区)<br/>上原</p> | <p>続いて、貸借権設定 17 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>6 頁から 9 頁まで、貸借権設定、番号 7602 番から 7618 番までの 17 件について説明します。</p> <p>まず、番号 7602 番から 7615 番の 14 件は、いずれも再設定です。</p> <p>その内、番号 7604 番、7605 番は、期間が 2 年 11 ヶ月となっていますが、受人の要望で、終期を他の契約に揃えたものです。</p> <p>新規案件は、番号 7616 番から 7618 番の 3 件で、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p>                       | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>  |
|                                 | <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| <p>議長</p>                       | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>   |
|                                 | <p>(「異議なし」の声あり)</p>   |
| <p>議長</p>                       | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>  |
| <p>議長</p>                       | <p>&lt;議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</p> <p>続いて、議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 8 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>   |
| <p>(板倉区)<br/>上原</p>             | <p>10 頁、11 頁の議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定、番号 7512 番から 7519 番の 8 件を説明します。</p>  |



|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 30 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>          |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>  |
| 議長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>  |
| 議長          | <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p>   |
| 議長          | <p>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8118 番と 8119 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>  |
| (清里区)<br>近藤 | <p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8118 番と 8119 番の 2 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 2 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」と「他者へ売却」です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | (「ありません」の声あり)  |
| 議長          | 特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、2件を承認します。   |
| 議長          | <p>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8101番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>  |
| (清里区)<br>近藤 | <p>2頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8101番の1件を説明します。</p> <p>譲渡人の離農により、申請農地に隣接する農地を耕作している譲受人に売買するものです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長          | ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。  |
|             | (「ありません」の声あり)  |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>   |
|             | (「異議なし」の声あり)   |
| 議長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>   |
| 議長          | <p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>続いて、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件、貸借権設定14件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転1件について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| (清里区)<br>近藤 | 3頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件を説明します。   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている」と判断しました。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>   |
| 議長          | <p>続いて、貸借権設定 14 件について、事務局の説明を求めます。</p>  |
| (清里区)<br>近藤 | <p>4 頁から 5 頁まで、貸借権設定 14 件を説明します。</p> <p>番号 8143 番から 8145 番の 3 件は新規案件です。8143 番は、今まで作業受託をしていたものを今回、利用権設定したものです。8144 番は、耕作者変更によるものです。8145 番は労力不足で、自作地の一部を近隣の耕作者に耕作を依頼するものです。</p> <p>5 頁 8149 番は、1 年後にこの土地を売るとのことで、契約期間は 1 年です。</p> <p>6 頁、番号 8156 番は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>   |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>   |
| 議長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>   |
| 議長          | <p>&lt;議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する上原委員は退席をお願いします。</p>  |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>(上原委員 退席)</p>  |
| 議長          | <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>   |
| (清里区)<br>近藤 | <p>6 頁、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、上原委員関連、番号 8102 番から 8105 番の賃貸借権設定 4 件について説明します。</p> <p>これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>   |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>   |
| 議長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>   |
| 議長          | <p>それでは、上原委員の退席を解除します。</p> <p>(上原委員 復席)</p>   |
| 議長          | <p>上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められたので、お知らせします。</p>  |
| 議長          | <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案)</p>  |

|             |   |
|-------------|---|
| 議長          | <p>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;<br/> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9504番から番号9506番までの3件を報告します。事務局の説明を求めます。<br/> 事務局の説明を求めます。</p>  |
| (名立区)<br>高橋 | <p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9504番から番号9506番までの3件の届出書を受理したので報告します。<br/> 受理した3件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、9504番が「他者へ貸付」1件、ほか2件は「他者へ貸付予定」2件です。<br/> いずれの案件も耕作者の高齢化や体調不良による労力不足を理由に契約を解除するものです。<br/> 関連議案は備考欄に記載のとおりです。<br/> 以上です。</p>   |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。<br/> <br/> （「ありません」の声あり）</p>   |
| 議長          | <p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、3件を承認します。</p>   |
| 議長          | <p>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;<br/> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定20件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>   |
| (名立区)<br>高橋 | <p>2頁から6頁まで、貸借権設定20件を説明します。<br/> 番号9524番は、先ほど1頁9504番において報告した解約案件です。前耕作者が労力不足を理由に解約した農地について、所在地近隣の耕作者に耕作を依頼するものです。<br/> 3頁、番号9528番から9530番の3件は現状休耕している農地を、新規にソバ畑として利用するものです。<br/> 4頁、番号9531番および9532番も先の3件とは違う地区にて、新規に使用権を設定するものです。<br/> いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。<br/> 以上です。</p> |
| 議長          | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>  |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>(「ありません」の声あり)</p>   |
| 議長             | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>                          |
|                | <p>(「異議なし」の声あり)</p>  |
| 議長             | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> |
| 議長             | <p>以上ですべての案件の審議を終わります。</p>   |
| 議長             | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>  |
| (事務局長)<br>坂井   | <p>特にありません。</p>  |
| (職務代理)<br>上原委員 | <p>(上原代理の閉会挨拶)</p>   |
| 議長             | <p>本日の農地部会を終了します。</p>  |